

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例をここに公布する。

平成29年7月3日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第24号

新潟市芸術創造村・国際青少年センター条例

(設置)

第1条 文化芸術活動の支援，青少年の体験活動及び国際交流活動の支援並びに文化芸術活動を行う者，青少年及び市民相互の交流の推進をすることで，文化芸術の魅力の発信及び創出並びに次代を担う心豊かな青少年の育成をし，もって市民の豊かな生活の実現に資することを目的として，新潟市芸術創造村・国際青少年センター（以下「センター」という。）を新潟市中央区二葉町2丁目5932番地7に設置する。

(事業)

第2条 センターは，前条に規定する目的を達成するため，次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化芸術活動の機会及び場の提供その他の支援に関すること。
- (2) 青少年の体験活動，国際交流活動その他の取組の企画及び実施に関すること。
- (3) 文化芸術活動を行う者，青少年及び市民相互の交流の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか，前条の目的を達成するために必要なこと。

(施設)

第3条 センターに，次に掲げる施設を置く。

- (1) クリエイティブスタジオ
- (2) クリエイティブルーム
- (3) ワークショップルーム
- (4) 和室・茶室
- (5) 軽運動場
- (6) 工房・ギャラリー・休憩室

- (7) 研修室
- (8) 指導員室
- (9) 音楽室
- (1 0) 調理室
- (1 1) 談話室
- (1 2) 多目的スペース
- (1 3) 体育館
- (1 4) 野外炊事場
- (1 5) ラウンジ
- (1 6) コミュニティスペース
- (1 7) 水と土の文化ギャラリー
- (休館日)

第 4 条 センターの休館日は、 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(開館時間)

第 5 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時 3 0 分までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(工房・ギャラリー・休憩室の利用)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、工房・ギャラリー・休憩室については、利用の許可を得たものは、開館時間外においても、当該利用の許可を得た範囲内において、当該工房・ギャラリー・休憩室の利用を中断することなく継続して利用することができる。

(研修室等の利用)

第 7 条 第 5 条の規定にかかわらず、研修室及び指導員室については、利用の許可を得たものは、開館時間外においても、当該利用の許可を得た範囲内において、当該研修室及び指導員室の利用を中断することなく継続して利用することができる。

2 第3条第7号から第14号までに掲げる施設を利用することができるものは、次のとおりとする。

(1) 青少年（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の児童，生徒及び学生並びに小学校就学前の者をいう。以下同じ。）

(2) 青少年の引率者（成人に限る。）

(3) 青少年の健全な育成に関する活動を行っているとして市長が認める団体

(4) 前3号に掲げるもののほか，市長が特に認めるもの

3 研修室の利用は，1回あたりの利用人数を8名以上とする。ただし，市長が特に必要と認める場合は，この限りでない。

（利用の許可）

第8条 第3条第1号から第14号までに掲げる施設（以下「クリエイティブスタジオ等」という。）を利用しようとするものは，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

許可を受けた事項を変更しようとする場合も，同様とする。

2 研修室及び指導員室については，開館時間内に利用するものとして，利用の許可を行うものとする。

（利用の制限）

第9条 市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，前条の許可をしない。

(1) クリエイティブスタジオ等の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合

(2) クリエイティブスタジオ等の利用の内容又は方法が施設又は設備を損傷し，汚損し，又は亡失するおそれがある場合

(3) 前2号に掲げるもののほか，センターの管理上支障があると認められる場合

（利用の取止めの申出）

第10条 クリエイティブスタジオ等の利用の許可を受けたもの（以下「利用者」とい

う。)は、クリエイティブスタジオ等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(使用料)

第11条 市長は、利用者から別表に定める使用料を徴収する。

(使用料の納付時期等)

第12条 使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより納付しなければならない。ただし、市長は、特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(1) クリエイティブスタジオ等の利用に係る使用料 クリエイティブスタジオ等の利用を許可する時にその額の全額

(2) 附属設備の利用に係る使用料 クリエイティブスタジオ等の利用開始前までにその額の全額

(使用料の免除)

第13条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、第19条第2項の規定により処分をした場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(許可外の利用の禁止)

第15条 利用者は、クリエイティブスタジオ等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(特別の設備の許可)

第16条 利用者は、クリエイティブスタジオ等の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(行為の制限)

第17条 利用者及びセンターの入場者（以下「利用者等」という。）は、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りではない。

- (1) センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失すること。
- (2) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- (3) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (4) 指定された場所以外の場所で飲食すること。
- (5) 他人に迷惑をかける行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の条件)

第18条 市長は、この条例の規定による許可にセンターの管理のため必要な範囲内において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、この条例の規定による許可に付けた条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの

2 市長は、センターの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

第20条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなけ

ればならない。

- (1) クリエイティブスタジオ等の利用を終了した場合
- (2) この条例の規定による許可を取り消された場合
- (3) 行為の中止を命ぜられた場合
- (4) センターからの退去を命ぜられた場合

2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

第21条 利用者等は、センターの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第22条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第23条 センターの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、センターの指定管理者とするものとする。

- (1) センターの平等利用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第24条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 休館日又は開館時間の変更に関する業務。ただし、休館日又は開館時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - (2) この条例の規定による許可に関する業務
 - (3) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
 - (4) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
 - (5) 第19条の規定による退去等の命令に関する業務
 - (6) 第20条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務
 - (7) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (8) その他センターの管理上、市長が必要と認める業務
- (秘密を守る義務)

第25条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第26条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 クリエイティブスタジオ等の利用の許可，取止めの申出及び許可の取消し，使用料の徴収，納付期日の決定，免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行前においても，この条例の規定の例により行うことができる。
- 3 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は，この条例の施行前においても，この条例の規定の例により行うことができる。

別表（第 11 条関係）

1 第 7 条第 2 項各号に該当するもの以外のものが利用する場合

施設名	単位	区分	使用料の額（円）
クリエイティブスタジオ	1 回につき	午前	2, 0 0 0
		午後	2, 6 0 0
		夜間	2, 6 0 0
クリエイティブルーム 1	1 回につき	午前	1, 4 0 0
クリエイティブルーム 2		午後	1, 8 0 0
		夜間	1, 8 0 0
ワークショップルーム 1	1 回につき	午前	3 0 0
ワークショップルーム 2		午後	4 0 0
		夜間	4 0 0
和室・茶室	1 回につき	午前	6 0 0
		午後	8 0 0
		夜間	8 0 0
軽運動場	全面	1 時間	1, 2 0 0
工房・ギャラリー・休憩室 1	1 回につき	午前	2, 0 0 0
		午後	2, 7 0 0

工房・ギャラリー・休憩室		夜間	2, 7 0 0
2		1 日	1 0, 1 0 0

2 第7条第2項各号に該当するものが利用する場合

施設名	単位	区分	使用料の額（円）
クリエイティブスタジオ	1 回につき	午前	6 0 0
		午後	8 0 0
		夜間	8 0 0
クリエイティブルーム 1 クリエイティブルーム 2	1 回につき	午前	6 0 0
		午後	8 0 0
		夜間	8 0 0
ワークショップルーム 1 ワークショップルーム 2	1 回につき	午前	2 0 0
		午後	3 0 0
		夜間	3 0 0
和室・茶室	1 回につき	午前	2 0 0
		午後	3 0 0
		夜間	3 0 0
軽運動場	全面	1 時間	8 0 0
研修室	1 人につき	1 日	1, 0 0 0
指導員室	1 人につき	1 日	1, 0 0 0
音楽室	1 回につき	午前	6 0 0
		午後	8 0 0
		夜間	8 0 0
調理室	1 回につき	午前	6 0 0
		午後	8 0 0

		夜間	8 0 0
談話室 1	1 回につき	午前	4 0 0
談話室 2		午後	6 0 0
		夜間	6 0 0
多目的スペース 1	1 回につき	午前	8 0 0
多目的スペース 2		午後	1, 1 0 0
		夜間	1, 1 0 0
体育館	全面につき	1 時間	2, 0 0 0
	半面につき	1 時間	1, 0 0 0
野外炊事場	1 区画につき	1 時間	1 0 0

備考

1 上表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 午前 午前 9 時から正午までをいう。

(2) 午後 午後 1 時から午後 5 時までをいう。

(3) 夜間 午後 5 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分までをいう。

(4) 1 日 工房・ギャラリー・休憩室 1 及び工房・ギャラリー・休憩室 2 にあつては午前 9 時から翌日の午前 9 時までを、研修室及び指導員室にあつては午前 9 時から午後 9 時 3 0 分までをいう。

2 上表の区分のうちいずれか 2 以上を継続して使用する場合（夜間及び午前の区分を継続して利用する場合を除く。）の使用料の額は、各区分の使用料の額の合計額とする。

3 利用時間が備考 1 及び備考 2 に規定する利用時間に満たない場合でも時間割計算は行わない。

4 午前、午後及び夜間の区分以外の時間に利用する場合（午前及び午後の区分を継続して利用する場合における正午から午後 1 時までの時間、午後及び夜間の区分を

継続して利用する場合における午後 5 時から午後 5 時 3 0 分までの時間を除く。)

の使用料の額は、1 時間につき、その利用が午前 5 時から午前 9 時まで又は正午から午後 1 時までのときは午前の、午後 5 時から午後 5 時 3 0 分までのときは午後の、午後 9 時 3 0 分から翌日の午前 5 時までのときは夜間の区分の使用料の額を時間割計算した額とする。

5 前項の規定は、研修室及び指導員室については、適用しない。

6 上表の 1 時間の区分及び備考 4 において、利用時間が 1 時間に満たない場合は、これを 1 時間に切り上げ、1 時間を超えて利用した場合において、その利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、これを 1 時間に切り上げる。

7 営利又は宣伝の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表及び備考 2 から備考 6 までに規定する使用料の額の 2 0 0 % に相当する額とする。

8 使用料に 1 円未満の端数金額がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

9 上表に規定する施設の附属設備に係る使用料については、実費等を勘案して市長が別に定める。